

2 4 陳 情 第 2 2 号	朝鮮人・韓国人を中心にした外国人に対する生活保護費の支給を廃止するよう議会在厚生労働大臣に昭和 2 9 年 5 月 8 日付、社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知を廃止するよう意見書を提出して欲しいという陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 4 年 8 月 1 4 日受理、平成 2 4 年 9 月 2 0 日付託
陳 情 者	新宿区住吉町————— 代表 ————— ほか 1 名

(要 旨)

外国人に対する生活保護に関する根拠になっているのが昭和 2 9 年 5 月 8 日付、社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知であります。

生活保護費は 2 0 1 1 年度で 3. 7 兆円。2 0 1 0 年度仮試算で 1 2 0 0 億円弱も外国人に払っています。保護率は日本人の 2 ～ 3 倍。約 6 6 % が朝鮮半島出身の方であります。

この現実には以下、理由で述べますが、憲法違反であり、生活保護法違反であります。よって、議会在厚生労働大臣に昭和 2 9 年 5 月 8 日付、社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知を廃止するよう意見書を提出して欲しいという陳情であります。

(理 由)

憲法第 2 5 条にはすべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。とあります。

生活保護法第 1 条には、その目的に第 1 条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。とあります。これは当たり前ですが日本国民を対象にしております。5 8 年前の「社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知」が今も生きているという事実と、それよりもその通知が法律よりも、尚且つ憲法よりも上位にあることに驚きを感じます。まともな議員なら分かるはずで。

日本国と言う国は外国人に甘いのです。

2 0 1 1 年 1 2 月の速報値によると、全生活保護受給者数は 2 0 8 万 7 0 9 2 人で、外国人の生活保護受給者数は 7 万 3 4 9 3 人。日本の人口は約 1 億 2 0 0 0 万人、受給資格を有する在日外国人数は 1 3 7 万人なので、全体に占める割合は日本国民が 1. 6 %、在日外国人が 5. 5 % になります。在日外国人受給者の約 6 6 % が朝鮮半島出身の方です。新宿区は大久保地区の通称コリアンタウンをかかえておりますが、

今は信濃町までコリアンシティとなりつつあります。大久保地区から信濃町まで朝鮮人・韓国人は住みついできているのです。日本で生活が出来なくなったら自国に返すのが当然ではないでしょうか。強制送還です。

アメリカ合衆国では永住権を持っていても生活保護費は貰えません。生活が出来なくなったら永住者でも強制送還です。カナダでも同様です。

生活保護費を外国人に支給しているのは日本国だけです。

このようなことを、新宿区の過去の区長や議員、現在の区長や議員が疑問に思わないことに、私は驚きと、落胆を覚えます。